



熊本県公報

号外 第4号
令和2年(2020年)
2月28日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築課) 1

規 則

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築士法施行細則(昭和26年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項」に、「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」を「次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第13条の2第1項の規定により同項第1号若しくは第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定した者(以下「指定試験機関」という。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

第2条第1項に次の各号を加える。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類

(3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者 当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する書類及び国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めたことを証する書類

イ 法第4条第4項第3号に該当する者 同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

- (4) 法第4条第4項第2号若しくは第4号に該当する者又は同項第3号に該当する者のうち同条第2項第1号に規定する建築実務(第13条の2第1項第2号において「建築実務」という。)の経験を要するものにあつては、実務経歴書(別記第9号様式)及び実務経歴証明書(別記第9号の2様式)

第2条第3項を削り、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、免許申請書に、同項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

第10条の9第3項第2号中「物(」の次に「第10条の12第2項第2号及び」を加える。

第10条の12中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第3号中「の合格者一覧表」を「に規定する添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第12条第1項中「、その申請により」を削り、「合格した二級建築士試験又は木造建築士試験」の次に「(以下この条において「学科合格試験」という。)」を加え、「2回まで」を「4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製

図の試験を受けなかった場合においては、3回)まで」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第13条の2第1項中「二級建築士等試験事務」を「二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)」に、「第15条第1号に該当する者」に改め、同項第1号ア中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、「修めたことを証する書類」の次に「(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」を加え、同号イ中「第15条第3号」を「第15条第2号」に、「又は第2号のいずれか」を「に掲げる者」に改める。

第13条の2第1項第2号を次のように改める。
(2) 法第15条第2号に該当する者のうち建築実務の経験を有することを受験資格とするもの又は同条第3号に該当する者については、実務経歴書(別記第9号様式)及び実務経歴証明書(別記第9号の2様式)(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

第13条の2第3項中「電子情報処理組織」の次に「(指定試験機関の使用に係る電子計算機と受験申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)」を加える。

第22条第2項中「合格者一覧表」の次に「、第13条の2第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類」を加え、同条第3項第2号中「調整する」を「調製する」に改める。

別記第1号様式及び別記第1号の2様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

(表)

二 級 建 築 士 免 許 申 請 書

二級建築士の免許を受けたいので、熊本県建築士法施行細則第2条の規定により申請します。
次の事項が真実であることを誓います。

年 月 日

氏 名.....印

熊本県知事 様

| | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------------------|---|-----|
| ふりがな 氏 名 | | 生年 月 日 | 年 月 日生 | 写真貼付欄 注 意 | |
| 本 籍 | | | | 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付してください。 2 貼付した写真は、免許証に転写されます。 | |
| 現 住 所 | 〒 電話 | | | | |
| 試 験 | 二級建築士試験に合格した年 年 | | | | |
| | 合格通知書日付 | 年 月 日 | 合格番号 | 第 号 | |
| 登録申請区分 | 1 学歴のみ又は学歴+実務 <input type="checkbox"/> 2 建築設備士 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/> | | | | |
| 1 学歴のみ又は学歴+実務により申請する場合のみ記入 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | 建築実務経験期間の合計 ※学歴のみの場合記入不要 | |
| | | | 年 月入学 年 月卒業(修了) | | 年 月 |
| | | | 年 月入学 年 月卒業(修了) | | |
| 2 建築設備士により申請する場合のみ記入 | 登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | | 年 月 日 | | |
| 3 実務のみにより申請する場合のみ記入 | 建築実務経験期間の合計 | | | | |
| | 年 月 | | | | |
| 4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入 | 免許名称 | 免許者名 | 免許の年月日 | 資格認定書の年月日 | |
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 | |

(裏)

| | | |
|------------------|--|---|
| 欠 格 事 由 | 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金 の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停 止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 5 精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たって 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です か。 | はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> |
| ※経由機関記載欄 | | ※登録機関記載欄 |

備 考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。
- 3 熊本県建築士法施行細則第2条に規定する書類（本籍の記載のある住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、二級建築士試験に合格したことを証する書類等）を添付してください。

別記第1号の2様式(第2条関係)

(表)

| 木 造 建 築 士 免 許 申 請 書 | | | | | |
|--|--|------------|----------------------|---|--|
| 木造建築士の免許を受けたいので、熊本県建築士法施行細則第2条の規定により申請します。 次の事項が真実であることを誓います。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 氏 名.....印 | | | | | |
| 熊本県知事 様 | | | | | |
| ふりがな 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日 生 | 写真貼付欄 注 意 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼付してください。 2 貼付した写真は、免許証に転写されます。 | |
| 本 籍 | | | | | |
| 現 住 所 | 〒 電話 | | | | |
| 試 験 | 木造建築士試験に合格した年 年 | | | | |
| | 合格通知書日付 | 年 月 日 | 合格番号 | 第 号 | |
| 登録申請区分 | 1 学歴のみ又は学歴+実務 <input type="checkbox"/> 2 建築設備士 <input type="checkbox"/> 3 実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/> | | | | |
| 1 学歴のみ又は学歴+実務により申請する場合のみ記入 | 学校名 | 学部名・学科名 | 入学・卒業(修了)年月 | | 建築実務経験期間の合計 ※学歴のみの場合記入不要 年 月 |
| | | | 年 月 入学 年 月 卒業(修了) | | |
| | | | 年 月 入学 年 月 卒業(修了) | | |
| 2 建築設備士により申請する場合のみ記入 | 登録番号 | | 登録年月日 | | |
| | | | 年 月 日 | | |
| 3 実務のみにより申請する場合のみ記入 | 建築実務経験期間の合計 | | | | |
| | 年 月 | | | | |
| 4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入 | 免許名称 | 免許者名 | 免許の年月日 | 資格認定書の年月日 | |
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 | |

(裏)

| | | |
|------------------|--|---|
| 欠 格 事 由 | 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金 の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日 |
| | 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停 止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 | ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 5 精神の機能の障害により木造建築士の業務を適正に行うに当たって 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態です か。 | はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> |
| ※経由機関記載欄 | | ※登録機関記載欄 |

備 考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 ※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。
- 3 熊本県建築士法施行細則第2条に規定する書類（本籍の記載のある住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、木造建築士試験に合格したことを証する書類等）を添付してください。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第2条、第13条の2関係)

実 務 経 歴 書

私は、(二級・木造)建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を次のとおり記載し、併せて、第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。
私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏名 印

熊本県知事 様

| 勤務先等 | | | | |
|--|------------|----------|-------------------------|-----|
| 勤務先 (部課名まで) | 所在地 (番地まで) | 在職期間の合計 | | |
| | | 年月～年月 | 年月数 | |
| | | 年 月～ 年 月 | 年 月 | |
| 在職期間 | | 地位職名 | 建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2) | |
| 年月～年月 | 年月数 | | | |
| | | | | |
| 建築実務の詳細 | | | 建築実務経験期間の合計 | |
| | | | 年 月 | |
| (1) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | |
| | | | 年月～年月 | 年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等) | | | | |
| | | | | |
| (2) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | |
| | | | 年月～年月 | 年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等) | | | | |
| | | | | |
| (3) | 対象物件の名称等 | 対象物件の所在地 | 建築実務経験期間 | |
| | | | 年月～年月 | 年月数 |
| | | | 年 月～ 年 月 | 年 月 |
| 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等) | | | | |
| | | | | |
| ※経由機関記載欄 | | ※登録機関記載欄 | | |

記入上の注意

- この実務経歴書は、勤務先(自営業を含む。)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について、受験又は登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置を受けることや、受験又は登録が認められない場合もあります。
- 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 「(二級・木造)」とある部分は、該当するものを○で囲んでください。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号の2様式(第2条、第13条の2関係)

実務経歴証明書

年 月 日

熊本県知事 様

住所・所在地

証明者 印

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した(二級・木造)建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
- 3 「(二級・木造)」とある部分は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正後の熊本県建築士法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の熊本県建築士法施行細則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。